

福島第二原子力発電所構内における体調不良者の発生について

2018年7月23日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

本日、午前11時45分頃、3号機非常用ディーゼル発電設備（B）軽油タンク*¹（非管理区域*²）の作業用足場を解体していた協力企業作業員が作業終了後、協力企業棟加工場*³で安全装備品を取り外していた際に、体調不良を訴えました。

当該作業員は、当発電所内の診療所で産業医の診察を受けた結果、医療機関への搬送が必要と判断されたため、午後0時29分、救急車を要請し、その後、福島県ふたば医療センター附属病院へ搬送しました。

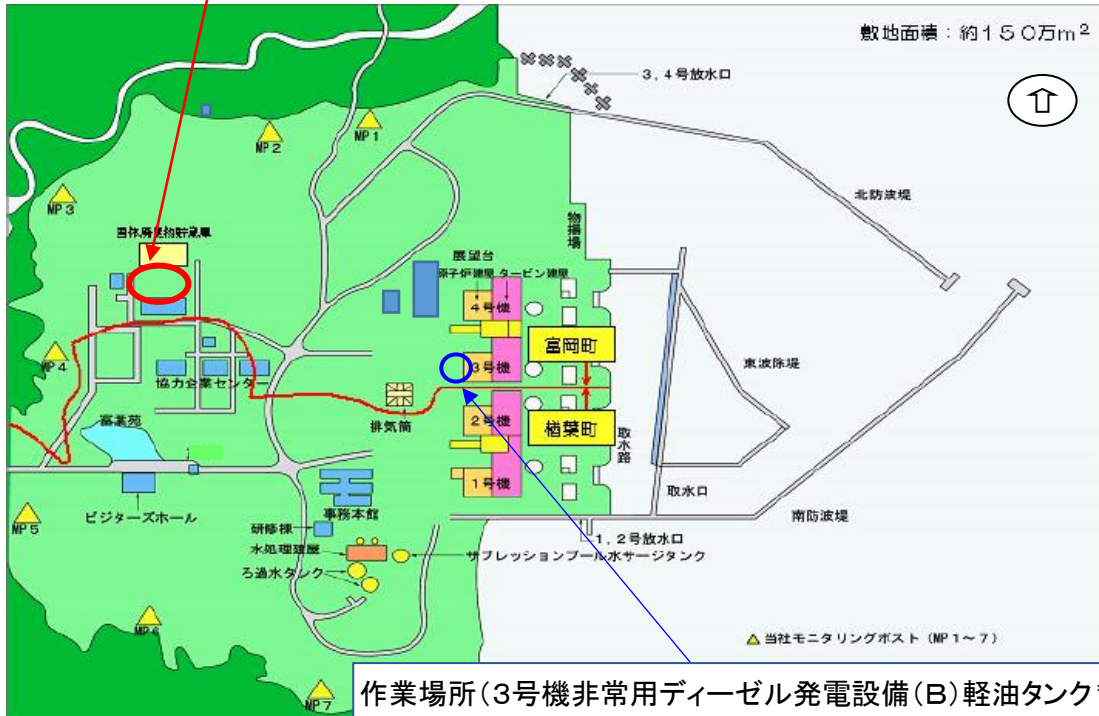
現在、病状について検査をすすめておりますが、熱中症の疑いと診断を受けておりません。

当該作業員の身体への放射性物質の付着はなく、外部への放射性物質の影響はありません。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）

発生場所（協力企業棟加工場*3）



福島第二原子力発電所 概略図

- * 1 3号機非常用ディーゼル発電設備軽油タンク
所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機の燃料を貯蔵するためのタンクで、各号機に(A)(B)の2基ずつ設置されている。
- * 2 非管理区域
放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による汚染の拡大防止をはかるために管理を必要としない区域。
- * 3 協力企業棟加工場
配管等を内作する場所で、作業員の安全装備品も保管している場所。